

## 指定廃棄物の処理に向けた取組状況について

- 放射性物質汚染対処特措法が平成24年1月1日から施行され、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物（焼却灰、上下水汚泥、廃稻わらなど）は、環境大臣が指定廃棄物として指定し、国の責任で処理することとなった。
- 指定廃棄物の処理に関して、環境省では、関係省庁（厚労省、経産省、国交省、農水省）の担当者を派遣（併任）していただき、指定廃棄物対策チーム（現在10名体制）を結成。
- 現行の廃棄物処理体制を活用できるように地方公共団体や関係者と調整を開始しているところであり、
  - 1) 可燃性廃棄物（廃稻わら等）の焼却に係る当面の方針について説明
  - 2) 8,000Bq/kgを超える焼却灰のセメント固化に関する実証試験の準備
  - 3) 牧草の焼却に関する実証試験の準備
  - 4) 下水汚泥の減容化に関する実証試験の準備等の個別具体的な取組も実施している。
- 放射性物質により汚染された廃棄物の保管がひっ迫している事例があり、緊急性の高いものから、順次、地方公共団体、排出者等の関係者と話し合いを行っているところ。地域社会の理解を得ながら手順を踏んで進めていく必要がある。
- 指定廃棄物の処理を進めるため、関連の深い関係省庁におかれては、環境省に対して人材面も含めた一層のご協力をいただくようお願いする。

(参考) 放射能に汚染された廃棄物の保管ひっ迫事例等 (12月1日時点)

一般廃棄物・産業廃棄物焼却灰関係 : 26 件

浄水発生土 : 9 件

工業用水発生土 : 1 件

下水汚泥 : 9 件

※ このほか、稲わら、堆肥等の農業系副産物が、現在把握しているもののみでも、4県の市町村下で多数発生。

※ 保管ひっ迫事例等とは、早急な対応が必要なもの(今年度中に場内保管が困難になるもの、報道があったもの等)をいう。